



**自動車－燃料噴射ポンプの試験－
第3部：試験の適用及び手順**

JIS D 3633-3 : 2007

(JSAE)

平成 19 年 4 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	二瓶 好正	東京理科大学
(委員)	飯塚 悅功	東京大学
	岩井 篤	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	大山 永昭	東京工業大学
	菊地 真	防衛医科大学校
	佐野 真理子	主婦連合会
	菅原 進一	東京理科大学
	田中 信義	キヤノン株式会社
	富田 育男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	樋口 世喜夫	社団法人自動車技術会
	吹譯 正憲	社団法人電子情報技術産業協会
	前原 郷治	社団法人日本鉄鋼連盟
	宮入 裕夫	東京電機大学
	矢萩 強志	財団法人日本船舶技術研究協会
	若井 博雄	財団法人製品安全協会

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 19.4.20

官報公示：平成 19.4.20

原案作成者：社団法人自動車技術会

（〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2 五番町センタービル TEL 03-3262-8211）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 適用分野	1
3 引用規格	2
4 用語及び定義	2
5 有効性	2
5.1 文書	2
5.2 装置	4
6 装置	4
6.1 試験装置	4
6.2 試験用インジェクタ	5
6.3 高圧噴射管アセンブリ	5
6.4 校正用試験油	5
7 試験の実施	6
7.1 試験計画書（5.2.1 参照）	6
7.2 試験の手順	7
8 環境	9
9 要員及び認定	9
附属書 A（規定）噴射ポンプの最大噴射圧力が 62.5 MPa 以上の場合の試験装置定格容量低減措置	10
附属書 B（規定）試験用インジェクタの保全	12
附属書 C（参考）試験用インジェクタの設定値及び試験値	15
附属書 D（参考）高圧噴射管アセンブリの仕様	16
附属書 E（規定）JIS 試験条件記載書	17
附属書 F（規定）用語及び定義	19
附属書 JA（参考）JIS と対応する国際規格との対比表	21
解 説	24

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人自動車技術会(JSAE)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 3635:1992**は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS D 3633の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS D 3633-1 第1部：動的条件

JIS D 3633-2 第2部：静的条件

JIS D 3633-3 第3部：試験の適用及び手順

日本工業規格

JIS

D 3633-3 : 2007

自動車－燃料噴射ポンプの試験－ 第3部：試験の適用及び手順

Road vehicles－Fuel injection pump testing－
Part 3: Application and test procedures

序文

この規格は、1987年に第1版として発行された ISO 4008-3 及び Amendment 1 (2002) を基に作成した日本工業規格であるが、試験油及びその温度の規定などを我が国の実状に合わせるために、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。また、追補 (Amendment) については、編集して一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

JIS D 3633-1, JIS D 3633-2 及びこの規格（以下、これら3規格を総称して、試験規格という。）は、試験の標準条件を規定することによって、対象とする形式のディーゼル機関用噴射ポンプの組付け及び調整を正確に行えるようにすることを目的とする。

この規格は、作業現場で用いる文書である。この規格は、噴射ポンプ試験計画書を補足するものであり、試験規格全体を適用し、かつ、有効にするために必要な手順説明書の内容を、**JIS D 3633-1, JIS D 3633-2** 及び引用規格（箇条3参照）の詳細な技術的要件に合わせるためのものである。

1 適用範囲

この規格は、**JIS D 3633-1** 及び **JIS D 3633-2** に規定する条件に加えて、全体として、燃料噴射ポンプの試験を実施するうえで不可欠な条件を規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4008-3:1987, Road vehicles－Fuel injection pump testing－Part 3: Application and test procedures
及び Amendment 1:2002 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号 (MOD) は、ISO/IEC Guide 21に基づき、修正していることを示す。

2 適用分野

この規格に規定する条件は、試験規格の試験条件を引用して、燃料噴射ポンプ製造業者、エンジン製造業者、又はその他の者が作成した適格な試験計画書に従って行われる試験に適用する。

この規格は、すべてのこのような適格な試験計画書の一つの重要な構成部分を成すとみなされる。